

重点点検分野に係る 関係府省の自主的点検結果(調査票)

【分野名】持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

重点検討項目	検討内容の詳細	調査票番号
国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進	1~12
環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組	13
	b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組	14~17

【調査票一覧】

国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進

- | | | |
|----|---|-----------------|
| 1 | 多様な主体による国土管理及び国土管理コストに関する検討調査 | 【国土交通省】 |
| 2 | 多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化 | 【国土交通省】 |
| 3 | 地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画(地方公共団体実行計画：区域施策編)の策定・推進支援 | 【環境省】 |
| 4 | 地域生物多様性保全活動支援事業 | 【環境省】 |
| 5 | 地域連携保全活動推進費 | 【環境省】 |
| 6 | 「国連生物多様性の10年」推進事業 | 【環境省】 |
| 7 | 里地里山保全活動支援業務 | 【環境省】 |
| 8 | 森林山村多面的機能発揮対策 | 【農林水産省】 |
| 9 | 協定締結による国民参加の森林づくり | 【農林水産省】 |
| 10 | 農地・水保管理支払交付金 | 【農林水産省】 |
| 11 | 集約型都市構造の実現 | 【国土交通省】 |
| 12 | 環境的に持続可能な交通(E S T)の普及展開 | 【警察庁、国土交通省、環境省】 |

環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化

- | | | |
|----|--------------------------|-------|
| 13 | 戦略的環境アセスメント(S E A)に関する取組 | 【環境省】 |
|----|--------------------------|-------|

-
- | | | |
|----|-----------------------------|-------|
| 14 | 環境影響評価制度の着実な運用に関する取組 | 【環境省】 |
| 15 | 環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組 | 【環境省】 |
| 16 | 環境影響評価法対象外事業における環境配慮の促進 | 【環境省】 |
| 17 | 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 | 【環境省】 |

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1	府省名	国土交通省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	多様な主体による国土管理及び国土管理コストに関する検討調査		
施策等の目的・概要	人口減少や高齢化は、国土管理を担う人材及び資金の確保に直接的に影響を及ぼしており、国土を健全な状態で長期的に管理していくためには、多様な主体による管理の推進が必要である。このため、その基礎情報となる多様な主体の協働と参加による管理の実態整理や管理コストの推計・試算等を行う。		
施策等の実施状況・効果	多様な主体により管理されている国土の実態と課題や管理コストの推計・試算等を行った。		
施策等の予算額 (千円)	平成24年度(執行ベース): -		
	平成25年度(執行ベース): 9,995千円		
	平成26年度(当初予算): 134,076千円の内数		
今後の課題・方向性等	これまでの調査により、多様な主体による管理の実態と管理コストを把握することができたが、国土管理に必要な資金の負担のあり方や多様な主体の協働と参加による管理の推進方策についてさらなる検討が必要。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	2	府省名	国土交通省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化		
施策等の目的・概要	国土交通分野でこれまで取り組んできた海の再生、緑地の保全・緑化の推進、湿地の再生等による自然環境の保全・再生・創出に係る施策について、自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働をさらに推進することにより、生態系ネットワークの充実強化に取り組む。		
施策等の実施状況・効果	<p>国土交通分野において、多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組を実施した。具体事例は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国海の再生プロジェクト」による、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における関係省庁・自治体で構成される再生推進会議を通じ、陸域からの流入負荷の削減対策、干潟や藻場の保全・再生・創出等による海域浄化対策、モニタリング等の総合的取組を推進。 ・「東京湾再生官民連携フォーラム」における東京湾再生に関する多様な関係者との連携協働の推進(フォーラム設立にあわせ、東京湾の環境への関心を喚起するイベント「東京湾大感謝祭」を開催、H26.3UNDB-Jが推奨する事業として認定)。 ・都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を推進するとともに、多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進。 ・円山川におけるコウノトリの再生等、地域の多様な主体(自治体、市民、農業関係等)と連携した生態系ネットワーク形成の取組の先進事例を検証し、そのノウハウを基に、他地域へ展開。まずは野田市を始めとする関東地域において、国土交通省が中心となってネットワーク形成を推進。 ・国内外における生態系ネットワーク形成の推進に関する最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を実施。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(当初予算): 4,547,609,000千円の内数		
	平成25年度(当初予算): 5,074,337,000千円の内数		
	平成26年度(当初予算): 5,161,643,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、国土交通分野において、多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組み・検討を進める。この際は、今ある良好な環境やそれを支えるインフラを維持する観点や、良好な景観形成、観光振興等の地域活性化等にも十分に留意する。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3	府省名	環境省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画(地方公共団体実行計画:区域施策編)の策定・推進支援		
施策等の目的・概要	地方公共団体による当該地域の温室効果ガス排出抑制等の計画(地方公共団体実行計画:区域施策編)の策定・推進に当たって、地域住民や事業者等の多様な主体の参加・連携の下に効果的に進められるよう、当該計画策定・推進の支援を行う。		
施策等の実施状況・効果	<p>上記の観点から下記の施策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行計画策定マニュアルの作成(平成25年度「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」を作成) ・地方公共団体職員向けの研修(平成24年度:各ブロック2回開催、平成25年度:各ブロック3回開催、平成26年度:各ブロック1回開催済み) ・削減効果の定量化ツールの作成及び試験的適用(地域住民等に対し施策効果を分かりやすく示すため「住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業」を実施。平成25年度:9箇所、平成26年度:8箇所) ・低炭素技術の社会実装に向けた各種実証事業(平成24~25年度:低炭素地域づくり集中支援モデル事業等を通じ、先導的低炭素技術の導入に向けた課題整理等を実施) ・実行計画上の事業の推進による低炭素地域づくり推進のため一定の設備導入等を支援(平成26年度) <p>なお実行計画の策定状況の進展状況は以下のとおり。 平成24年度81.8%、平成25年度91.9%(特例市以上)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):2,793,000千円(の内数)		
	平成25年度(執行ベース):3,268,030千円(の内数)		
	平成26年度(当初予算):6,968,400千円(の内数)		
今後の課題・方向性等	引き続き、地方公共団体との意見交換を行う等地域との連携を密にしつつ上記の事業を行うこと等により、低炭素地域の実現に向けた地方公共団体の取組への多様な主体による参画を進める。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	環境省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	地域生物多様性保全活動支援事業		
施策等の目的・概要	<p>生物多様性は地域毎に固有の特徴を有しており、それらの地域固有の生物多様性を保全することが国土全体の生物多様性保全につながるため、地域における生物多様性の保全に関する活動を支援する。</p> <p>①地域生物多様性保全活動支援事業(委託) 生物多様性に関連する法律に基づく計画等の作成、及び、法定計画に基づく先進的かつ効果的な取組の実証を国の委託事業として実施する。</p> <p>②生物多様性保全推進支援事業(交付金:国費1/2以内) 地域の協議会が実施する、希少野生動植物の保全、外来生物による生態系への影響等の軽減・防止、生物多様性保全上重要な地域での活動など、全国的な観点から必要性の高い事業を支援する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成24年度は、委託事業39件、交付金事業18件を採択し、事業を実施した。</p> <p>平成25年度は、委託事業31件、交付金事業23件を採択し、事業を実施した。</p> <p>平成26年度は、委託事業11件、交付金事業27件を採択した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):	188,270千円	
	平成25年度(執行ベース):	169,164千円	
	平成26年度(当初予算):	130,118千円	
今後の課題・方向性等	<p>当施策は平成20年度より実施しており、各地域の生物多様性保全の取組に貢献しているが、平成25年度行政事業レビューの結果を踏まえ、平成26年度から委託事業を廃止することとした(平成25年度からの継続事業は平成26年度も実施)。</p> <p>また、交付金事業についても平成26年度から支援メニューを見直し、国が優先的に対策すべき事業を対象とすることにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5	府省名	環境省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	地域連携保全活動推進費		
施策等の目的・概要	<p>地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するため、</p> <p>①活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図り、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会の設立への気運醸成・支援を図る。</p> <p>②多様な地域・空間で取り組まれている活動や、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、協議会や支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成24年度は、生物多様性地域連携促進セミナーを全国3箇所で開催し、生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトを作成した。</p> <p>平成25年度は、生物多様性地域連携促進法に関する情報収集、ウェブサイトの更新、地域連携保全活動を推進するアドバイザー派遣、意見交換会を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):	11,277千円	
	平成25年度(執行ベース):	2,224千円	
	平成26年度(当初予算):	2,542千円	
今後の課題・方向性等	<p>当施策は平成23年10月に生物多様性地域連携促進法が施行されたことに伴い、平成24年度から実施したが、平成25年度からは国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)生物多様性地域セミナーとあわせて実施するなど効率化を図ることとした。</p> <p>生物多様性地域連携促進法に関しては、どのような取組をすればよいか分からないという自治体の意見が多いため、地域生物多様性保全活動支援事業を活用している自治体の取組をモデルとして示すなど、全国各地での取組が進むよう情報提供に努める。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	6	府省名	環境省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	「国連生物多様性の10年」推進事業		
施策等の目的・概要	<p>国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011年から2020年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と定めており、また、日本はCOP10議長国として、COP10の成果である愛知目標の実現に率先して取り組んでいくことが国際的に求められている。愛知目標を実現するためには、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで愛知目標の実現を着実に推進していく。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月から、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進している。 ・平成24年度は、COP11にて国連生物多様性の10年や生物多様性に関するわが国の取組を発信。 ・平成25年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催した他、全国3箇所において地域セミナーを開催した。 ・国連生物多様性の10年や生物多様性に関するわが国の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等を制作している。 		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 17,752千円</p> <p>平成25年度(執行ベース): 20,113千円</p> <p>平成26年度(当初予算): 17,489千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成23年度より実施しており、普及啓発に資する推薦図書の選定、事業の認定、イベント等への出展等、活動が拡大の傾向にあり、一定の成果を得ている。</p> <p>一方で、各セクターの取組・成果が整理されておらず、各セクターの目指す姿、ビジョンが明確にされていない、目玉事業が不足している等の課題があり、平成26年度は、平成27年度の中間評価に向けてこれまでの事業評価、今後の事業見直しなどを行うこととしている。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	7	府省名	環境省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	里地里山保全活動支援業務		
施策等の目的・概要	里地里山の保全活用の促進を図るため、NPO、ボランティアなどの活動団体等を主たる対象として、専門家を交え実践的な保全再生計画づくりや作業技術を向上させるなどの技術研修会を開催し、保全活動における課題や技術的方策を整理し情報発信等を行うことを目的として実施。		
施策等の実施状況・効果	平成24・25年度ともに、技術研修会を全国5箇所で開催した。 また、里地里山保全活用に関するホームページにて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):	22,537千円の内数	
	平成25年度(執行ベース):	21,623千円の内数	
	平成26年度(当初予算):	0千円	
今後の課題・方向性等	技術研修会は平成19年度より実施した結果、開催地における保全活動に対し、参加者の増加、取組面積の拡大、新たなテーマ活動の開始、他団体との連携など、一定の効果が得られたこと、さらには研修会の成果として取りまとめた保全活動における課題や課題解決のための技術的方策についても100程度の事例が収集できたことから、平成25年度をもって、終了することとした。 今後は、活動団体や活動場所の紹介や生態系管理などに関する専門家などの人材の登録・紹介を引き続きホームページ上で実施するとともに、技術研修会の成果としてとりまとめた技術的方策についても情報発信し、地域での保全活動への参加者数の増加や自治体や大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度アップなどを図っていく。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	8	府省名	農林水産省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	森林山村多面的機能発揮対策		
施策等の目的・概要	森林の有する多面的機能の発揮に向け、適正な森林整備・保全を図ることが必要だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化している。このため、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の活性化に向け、山村における地域活動に対する支援を実施し、地域の実情に応じた支援策を充実・強化することが不可欠である。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度は、交付金事業により約970の活動組織の活動計画が採択され、各地域において森林整備、森林資源の利活用、森林環境教育等が実施された。		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): -		
	平成25年度(執行ベース): 現在集計中		
	平成26年度(当初予算): 3,000,000千円		
今後の課題・方向性等	本事業は平成25年度から実施しており、地域住民等による森林整備等の活動の活性化につながっている。一方で、さらなる活動組織の増加を図る必要があることから、優良事例の紹介を行うとともに、新たに森林施業技術向上に向けた技術指導等の研修活動を支援することとしている。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	9	府省名	農林水産省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	協定締結による国民参加の森林づくり		
施策等の目的・概要	<p>豊かな自然環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な活動が展開できる場を積極的に提供し、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりの推進に寄与するものである。</p> <p>「協定締結による国民参加の森林づくり」は、活動目的に応じて以下の6種類がある。</p> <p>①ボランティア団体等が自主的な森林づくり活動を行う「ふれあいの森」</p> <p>②企業等が社会的責任(CSR)活動を目的とした森林づくり活動を行う「社会貢献の森」</p> <p>③地域の協議会等が木の文化を後世に継承していくための森林づくり活動を行う「木の文化を支える森」</p> <p>④学校等が森林環境教育の推進を目的とした森林教室や体験活動を行う「遊々の森」</p> <p>⑤民間団体等が森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動を行う「多様な活動の森」</p> <p>⑥民間団体等がそれぞれの地域や森林の特色を活かした森林管理の実施を目的とした森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクトの森」</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成24年度末で「ふれあいの森」140箇所、「社会貢献の森」113箇所、「木の文化を支える森」25箇所、「遊々の森」173箇所、「多様な活動の森」40箇所、「モデルプロジェクトの森」20箇所を設定している。</p> <p>(平成11年度から実施)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): なし		
	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は、平成11年度より実施しており、設定箇所数は年々増加し、平成24年度末現在で「ふれあいの森」140箇所、「社会貢献の森」113箇所、「木の文化を支える森」25箇所、「遊々の森」173箇所、「多様な活動の森」40箇所、「モデルプロジェクトの森」20箇所となっている。</p> <p>NPOや企業等多様な主体による植栽、保育等の森林整備や保全活動が行われており、今後も活動フィールドを積極的に提供していくこととする。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	10	府省名	農林水産省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	農地・水保全管理支払交付金		
施策等の目的・概要	農地・農業用水等の資源について、過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたことなどから、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動及び農業用排水路等施設の長寿命化等の取組を支援することにより、地域主体の保全管理の取組を強化し、農地・農業用水等の適切な保全等を図る。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、全国1,241市町村において、18,662の活動組織が約146万haの農地を対象に活動を実施。 ・平成25年度は、全国1,198市町村において、19,018の活動組織が約147万haの農地を対象に活動を実施見込み。 これにより、約30万kmの水路、約17万kmの農道、約3万箇所のため池について、施設の機能を維持(平成25年度)。 また、平成25年3月に実施した活動組織へのアンケート調査において、農地・水保全管理支払をきっかけとして「新たに始まった」、「前から取り組んでいて盛んとなった」ものとして、約6割が「地域の目指す方向についての話し合い」、約5割が「地域の行事やイベント」、約4割が「子どもが参加する地域活動」と回答。		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 24,667,077千円		
	平成25年度(予算ベース): 28,163,073千円		
	平成26年度(当初予算): —		
今後の課題・方向性等	農地・水保全管理支払交付金の支援内容については、平成26年度に新たに創設された「多面的機能支払交付金」において、引き続き支援を実施。(多面的機能支払交付金の平成26年度予算は、48,251,073千円)		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	11	府省名	国土交通省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	集約型都市構造の実現		
施策等の目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画制度による都市機能の適正な立地の確保 ・都市機能(居住、公共公益施設、商業等)のまちなかへの集積促進 ・公共交通を中心とした都市・地域総合交通戦略の推進 ・低炭素まちづくり計画に基づく都市機能集約化、公共交通利用促進等の施策の推進 		
施策等の実施状況・効果	都市計画制度による大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能(居住、公共公益施設、商業等)のまちなかへの集積促進、都市・地域総合交通戦略の策定・推進を行うことで、集約型都市構造の実現に向けた取組を推進した。また、関係団体に対し、先進的な取組事例や支援策の情報提供等、環境モデル都市の取組の支援を行った。		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): ・社会資本整備総合交付金 1,439,530百万円の内数		
	平成25年度(執行ベース): ・社会資本整備総合交付金 903,136百万円の内数 ・集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業 500百万円		
	平成26年度(当初予算): ・社会資本整備総合交付金 912,362百万円の内数 ・集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業 253百万円 ・都市機能立地支援事業 4,000百万円		
今後の課題・方向性等	今後も引き続き集約型都市構造の実現に向け、都市計画制度による都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能(居住、公共公益施設、商業等)のまちなかへの集積促進、都市・地域総合交通戦略の策定・推進をしていく。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	12	府省名	①警察庁、②国土交通省、③環境省
重点検討項目	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画促進
施策等の名称	環境的に持続可能な交通(EST)の普及展開		
施策等の目的・概要	環境的に持続可能な交通(EST:Environmentally Sustainable Transport)の推進を自発的に目指す地域に対し、平成16年度から平成18年度にかけて実施したESTモデル事業の成果を情報提供するとともに、地域におけるESTの普及推進のため、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を行う。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度より、モデル事業の成果及びその分析・検証結果をデータベース化し、ホームページに掲載。 ・平成24年度は、「地方EST創発セミナー」を3地域(平成25年度:4地域)、「地域の交通環境対策推進者養成研修会」を1地域(平成25年度:1地域)で開催。 「EST交通環境大賞」及び「EST普及推進フォーラム」への後援を継続し行った。 ・モデル事業実施期間以降も多くの地方公共団体等が継続して取り組むと共に新たに取組を開始した例も見られており、本取組は効果を発揮している。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):なし		
	平成25年度(執行ベース):なし		
	平成26年度(当初予算):なし		
今後の課題・方向性等	引き続き、モデル事業の成果及びその分析・検証結果を情報提供するとともに、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を通じ、ESTの普及推進を図る。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	13	府省名	環境省
重点検討項目	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細	a)より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組
施策等の名称	戦略的環境アセスメント(SEA)に関する取組		
施策等の目的・概要	平成23年4月環境影響評価法の一部が改正され、事業の位置・規模等の検討段階から、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する計画段階環境配慮書手続が導入された。一方、本一部改正における衆議院環境委員会附帯決議(平成23年4月19日)等において、既に諸外国で導入されている、より上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境アセスメント(SEA)の制度化に向けた検討を行うことが求められている。このような状況を踏まえ、諸外国における制度の把握など、検討に必要な情報の収集整理を進めるとともに、戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組を進める。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日から平成26年3月31日までに経過措置案件を含め11事業において、配慮書手続が開始された。 ・諸外国(アメリカ、欧州等)におけるSEAの導入状況、環境影響評価とSEAの法体系、計画策定プロセスとの関係性等や、地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画、都市計画マスタープラン等制度・計画における環境配慮の事例を調査した。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 43,620(内数)		
	平成25年度(執行ベース): 30,290(内数)		
	平成26年度(当初予算): 31,156(内数)		
今後の課題・方向性等	将来我が国で戦略的環境アセスメント制度を導入する場合において、他の法体系で作成が義務づけられている計画等と環境影響評価の関係をどのように整理するか等について、引き続き整理・検討する必要がある。また、配慮書手続等の実績や諸外国の取組などを参考にしつつ、国や地方公共団体における政策形成の実態を踏まえた戦略的環境アセスメントについて、配慮書手続の活用状況も踏まえつつ、引き続き検討を行っていく。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	14	府省名	環境省
重点検討項目	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細	b)環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	環境影響評価制度の着実な運用に関する取組		
施策等の目的・概要	環境影響評価法の対象事業について事業の実情に即して柔軟に運用しつつ、同法による環境保全に十全を期していく。		
施策等の実施状況・効果	<p>平成23年4月の環境影響評価法の改正に伴う対応も含め、以下のとおり環境影響評価制度の着実な運用を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮書手続や報告書の公表手続等の着実な施行により、事業に対する適正な環境配慮の確保をより一層進めてきた。 ・地方自治体における環境影響評価制度は、47都道府県及び17市において環境影響評価に関する条例が制定されている。これら条例については、方法書手続や準備書手続が設けられるなど環境影響評価法とほぼ同様の手続を規定している。環境影響評価法において平成25年4月から導入された配慮書手続については、自治体の条例又は要綱において順次導入されている(配慮書手続を導入している自治体:17都道府県・11市(平成26年3月31日現在))。また、環境影響評価条例を制定している全ての自治体においては、有識者からなる審査会を設けている。 ・平成24年4月から施行された環境影響評価図書のインターネットによる公表について、事業者が環境影響評価図書をインターネットに公表する際に留意すべき事項を整理した「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方(平成24年3月)」を取りまとめ、周知した。 ・環境影響評価に必要な情報が、一般国民、事業者及び地方公共団体職員等に広く活用されるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」において、情報基盤の整備を進めてきた。 ・環境影響評価についての知識及び技術力の向上を図るため、事業者、環境コンサルタント、地方公共団体職員等の実務関係者を対象とした研修を全国各地で実施してきた。 ・防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについて、人命に直接関わる問題であることから、環境影響評価法第52条第2項に基づき、環境影響評価法の手続の実施に関する規定が適用除外される。この適用除外規定の対象となる災害復旧事業(①東日本大震災により原形に復旧することができなくなった自社の発電設備の電気供給力を補うために、東京電力株式会社及び東北電力株式会社が行う発電設備の設置等の事業、②被災市街地復興推進地域で行われる土地区画整理事業)について、環境影響評価手続は不要になるものの、事業の実施による環境への負荷を可能な限り低減し、環境保全について適切な配慮が行われるよう、関係省庁と連携して、技術的助言を发出する等により、事業者の自主的な取組を促した。 ・東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。平成23年12月26日施行)において、手続期間の短縮を図りつつ、適切な環境保全の配慮を確保するため、復興整備計画に復興整備事業として位置付けられた土地区画整理事業又は鉄道並びに軌道の建設及び改良の事業について、手続を一段階に集約した環境影響評価法の特例措置を規定。同規定に基づいた計画の検討・事業の実施が進められている。(平成25年度末において2事業について実施(土地区画整理事業、鉄道)) ・環境負荷の低減が図られる火力発電所の改善リプレースや再生可能エネルギー導入推進のための風力・地熱発電に関する環境影響評価の手続において、経済産業省や自治体と協力しながら、従来3年程度かかるとされている手続期間を、前者については最短1年強、後者については半減を目指し、取り組んだ。また、質が高く効率的な環境影響評価を促進するため、風力発電等に係る環境影響評価を事業者が実施する際に活用できる基礎的な情報を収集・提供する「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」に取り組んだ。 		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 40,868(内数)</p> <p>平成25年度(執行ベース): 52,797(内数)</p> <p>平成26年度(当初予算): 44,843(内数)</p>		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き環境影響評価制度の着実な運用を行っていく。 ・また、東日本大震災の経験を踏まえ、復興特区法における特例措置の対象となった事業や環境影響評価法第52条第2項の対象となった事業について情報収集、分析を行い、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)が成立したことも踏まえつつ、大規模災害が発生した場合の迅速な復興と環境保全の両立を図る環境影響評価における方策について検討していく。 		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	15	府省名	環境省
重点検討項目	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細	b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組		
施策等の目的・概要	環境影響評価法第51条において、「国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努める」とされている。環境影響評価法の改正により配慮書手続きが導入されたことを受け、同法に基づく基本的事項や主務省令を改正するとともに、技術的手法に関するガイドの作成・見直しを行い、その成果の普及を図る。		
施策等の実施状況・効果	平成24年度は、環境影響評価法に配慮書手続きが導入されたことを受け、同法に基づく基本的事項及び主務省令を改正するとともに、事業者の参考となるよう、配慮書手続きに関する技術ガイドを作成した。また、平成25年度は、配慮書手続きの施行以前にすでに作成されていた方法書手続き以降の技術ガイドについても、配慮書手続きの施行を踏まえた見直しを行えるよう、調査・予測・評価の技術的手法について情報収集を行った。		
施策等の予算額 (千円)	平成24年度(執行ベース): 49,609(内数)		
	平成25年度(執行ベース): 28,600(内数)		
	平成26年度(当初予算): 24,578(内数)		
今後の課題・方向性等	適切な環境影響評価が行われるよう、知見の蓄積を図り、環境影響評価の技術的手法の研究・開発や見直しを行い、その成果の普及に努めることにより、環境影響評価に必要な技術の向上を図る。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	16	府省名	環境省
重点検討項目	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細	b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	環境影響評価法対象外事業における環境配慮の促進		
施策等の目的・概要	環境影響評価法の対象外である事業についても、事業の計画・実施に際しての環境配慮が促進される方策を検討する。		
施策等の実施状況・効果	<p>①中央環境審議会答申(平成22年2月22日)において、将来的に実施が見込まれる事業のうち、規模が大きく環境影響の程度が著しいと考えられる事業について、国の関与の下に、何らかの形で環境影響評価を行う仕組みの検討が必要とされたところ、継続的に情報の収集を行ってきた。</p> <p>②環境影響評価法や地方公共団体の環境影響評価条例の対象となっていない事業について、事業者による適切で自主的な環境配慮のあり方を検討するとともに、自主的環境配慮を促進するため、事例集を作成することとし、今後の作業方針について検討した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 40,868(内数)		
	平成25年度(執行ベース): 52,797(内数)		
	平成26年度(当初予算): 44,843(内数)		
今後の課題・方向性等	<p>①中央環境審議会答申に指摘された事業については現時点では実証試験等の段階にあることから、知見を蓄積し、実用化の状況を見た上で環境影響評価法における措置の必要性について検討するとともに、法対象となっていない事業についても情報の収集に努め、必要に応じて環境影響評価法による措置の必要性について検討する。</p> <p>②自主的な環境配慮の取り組みや住民との情報交流等に関する事例集を作成し、環境配慮の取組に活用されるよう周知していくとともに、国内において自主的な環境配慮の取り組みが促進される方策について引き続き検討して行く。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	17	府省名	環境省
重点検討項目	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細	b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業		
施策等の目的・概要	低炭素社会の構築に貢献し、かつ、自立分散型で災害にも強い風力発電や地熱発電などの再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が求められている。このため、環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に収集し公表することで、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための条件整備を行う。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電等の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない地区を、地方公共団体と連携の上、モデル地区として選定し、当該地区において環境基礎情報を調査、収集している。(平成24年度:10地区、平成25年度:34地区、平成26年度:35地区(平成25年度からの継続地区18を含む)) ・モデル地区の調査結果や、全国の既存の自然環境等の情報をGISデータに加工している。 ・収集した情報は検索、閲覧等ができるよう「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」を構築し、平成26年5月から運用を開始した。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):296,972		
	平成25年度(執行ベース):552,373		
	平成26年度(当初予算):1,430,000		
今後の課題・方向性等	引き続き、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資することに努める。特に、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」については、環境影響評価の手続の各段階において、あらゆる関係者が、利用しやすいように内容を充実させるとともに、定期的に最新情報への更新を行う。		